

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、プロポーザル  
随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和4年5月17日

かほく市長 油 野 和 一 郎



1 応募に付する事項

- (1) 業 務 名 かほく市上下水道事業包括的民間委託
- (2) 対 象 事 業 かほく市産業建設部上下水道課で所管している次の3事業に  
おける維持管理業務及び料金徴収・窓口関係業務
- ・かほく市水道事業
  - ・かほく市公共下水道事業
  - ・かほく市農業集落排水事業
- (3) 対 象 施 設 水道施設の全て  
公共下水道施設の全て  
農業集落排水施設の全て
- (4) 業務委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
- (5) 業 務 範 囲 運転管理[運転監視、水質管理、調達管理（動力費、光熱水費、通  
信費、消耗品費等）、文書管理、保安管理]、保全管理[保守点検整  
備、補修、管路調査、水道井戸調査]、その他[衛生、環境整備（各  
種清掃、芝生管理等）、廃棄物管理（汚泥運搬等）、見学者対応  
等]、料金徴収・窓口関係[窓口・受付、検針、調定・更正、収納、  
清算、開栓・閉栓、滞納整理、給水停止、量水器管理等]
- (6) 予 定 価 格 ￥1,543,000,000 -（消費税及び地方消費税は、除く）

## 2 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体を結成する場合は、「かほく市上下水道事業包括的民間委託における共同企業体の取扱いについて」に示す取扱いとする。

- (1) 令和 3、4 年度のかほく市競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 公示日以後に、かほく市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成 16 年 3 月 1 日告示第 81 号）に基づく指名停止、又は石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
  - ア. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - イ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (4) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。（ただし、カについては、契約締結までに条件を満たすこと。）
  - ア. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく水道施設の維持管理業務を、元請として平成 24 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
  - イ. 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく分流式の終末処理場の維持管理業務を、元請として平成 24 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
  - ウ. 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づく農業集落排水処理場の維持管理業務を、元請として平成 24 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
  - エ. 上下水道事業の料金徴収・窓口関係業務を、元請けとして平成 24 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
  - オ. 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有する者であること。
  - カ. ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成 16 年 3 月 23 日条例第 16 号）第 48 条から第 62 条に基づく浄化槽保守点検業登録を有する者であること。
  - キ. 次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。
    - (ア) 水道浄水施設管理技士
    - (イ) 下水道法第 22 条第 2 項の有資格者
    - (ウ) 浄化槽技術管理者

- (エ) 浄化槽管理士
- (オ) 電気工事士
- (カ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (キ) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）

### 3 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は、参加表明書（様式4-1または4-2）とともに参加資格確認書類（様式5～7他）を以下のとおり提出すること。

#### (1) 提出期間

令和4年7月19日（火）から令和4年7月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

#### (2) 提出方法

「7 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式11）を併せて持参すること。

#### (3) 提出書類

「6.4 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

### 4 企画提案書類の提出

参加者は、企画提案書類提出届（様式8）とともに企画提案書（様式9-1～9-11）を以下のとおり提出すること。

#### (1) 提出期間

令和4年9月12日（月）から令和4年9月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

#### (2) 提出方法

「7 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（代理人）（様式11）を併せて持参すること。

#### (3) 提出書類

「6.5 企画提案書類提出時の提出書類」を参照のこと。

## 5 委員会の設置

市は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「かほく市上下水道包括的民間委託審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。

委員会の委員は、学識経験者及び有識者により構成している。

なお、参加者が、募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

## 6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び市は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。

## 7 優先交渉権者の決定

委員会が予め定めた提案評価基準に基づき、委員会及び市の審査により優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、市は優先交渉権者を決定し契約交渉を行う。

審査は、参加資格の確認及び企画提案書の審査により実施する。審査の詳細については、別冊の提案評価基準を参照のこと。

## 8 契約手続き

### (1) 業務契約の締結

市は、優先交渉権者に見積の提出を求めるとともに契約交渉を行い、業務契約を締結する。業務契約の詳細については、別冊の契約書（案）を参照のこと。

### (2) 優先交渉権者が業務契約を締結しない場合

市は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

## 9 支払い条件

3ヶ月毎計[20]回払いとする。

## 10 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の1年度分の10分の1以上とする。ただし、次の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、委託料の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の契約金額の1年度分の10分の1に達するまで、保証の額の増額もしくは減額を請求することができる。

- (1) 契約による債務の不履行により生ずる損害を担保する発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託する。
- (2) 金融機関と契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証契約を締結したとき。
- (3) かほく市財務規則（平成16年かほく市規則第29号）第150条の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。

## 11 問い合わせ先

かほく市産業建設部上下水道課

所在地 〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ81番地

電話 076-283-7106

F A X 076-283-7108

電子メール [jougesuidou@city.kahoku.lg.jp](mailto:jougesuidou@city.kahoku.lg.jp)